手続きの流れ

手続き	内容
①事前相談	補助対象ブロック塀かどうかの相談、申請の手続きなどについて事前相談を行います。 寸法が分かる図面や写真と、チェックリストをご持参ください。 〈補助対象物件の基準の例〉 ・個人所有のもの ・避難路・通学路等に面するもの ・道路面からの高さが 0.8m以上のもの（擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが 0.8m以上のものに限る） ・ひび割れ等があり、安全が確認できないもの など
②補助交付申請	交付申請に必要な書類を提出してください。 □補助金交付申請書 □チェックリスト □除却するブロック塀の位置図、配置図、立面図（除却部分を表示） □除却するブロック塀等の写真 □除却後フェンス等を新たに設置する場合は、その設計図書 □ブロック塀等の除却に要する額を確認できる、見積書（建替の場合はその見積書）※工務店等の押印のあるものに限る □所有者の承諾書（申請者が所有者以外の場合） □登記事項証明書などの所有者が分かるもの ※３ヶ月以内に交付されたものに限る 登記事項証明書、固定資産税課税台帳登録事項証明、納税通知書の写し □所有者等の滞納がないことが分かるもの □その他町長が必要とするもの
③補助金交付決定	町より補助金の交付決定の可否について書面で通知します。
④工事契約・着手	交付決定通知日以降に契約し、工事に着手してください。 工事費の変更があった場合は、変更承認申請書の提出が必要になります。

⑤完了実績報告	工事が完了したときは、工事完了後 30 日以内かつ交付決定を受けた年度の２月末までに必要な書類を提出してください。 □完了実績報告書 □工事契約書の写し □工事に要した経費に係る請求書の写し及び領収書等の写し □工事の作業前、作業中及び作業後の写真
⑥補助金の額の決定	補助金交付について適正かどうか審査し、町から補助金の額の確定を書面で通知します。
⑦補助金の請求	事業補助金請求書を提出してください。
⑧補助金の振込み	町から補助金が、指定の口座に振り込まれます。